

第178回 判例地方自治研究会

作成者 石田 純

1 期日 令和5年7月31日(月) 18時30分～ オンライン (zoom) 会議

2 参加者 須田、澤村、石田、川口、牟田 (以上5名・敬称略・順不同)

3 発表課題

市庁舎前広場使用不許可処分に係る損害賠償請求事件(金沢市) 最判令和5年2月21日 発表担当: 牟田先生

事案 市民団体Xが、憲法(特に9条)を守るなどの目的で、金沢市Yに対し、金沢市長の管理に属する金沢市庁舎前広場(以下「本件広場」という。)において「憲法施行70周年集会」を開催するため、金沢市庁舎等管理規則(以下「本件規則」という。)6条1項所定の許可を申請したところ、同市長から、本件規則5条12号(特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で個人又は団体が威力又は氣勢を他に示す等の示威行為を禁止する趣旨の規定。以下「本件規定」という。)に該当し庁舎等の管理上支障があるなどとして不許可処分を受けたことについて、Xらが、Yに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償を求める事案。なお、本件広場は、Yの本庁舎に係る建物のすぐ北側に位置している、南北約60m、東西約50mの平らな広場であり、音楽祭等の行事のほか、X自身による護憲集会を含め、集会在開催されたこともある。

争点 本件広場庁舎管理権と集会の自由の制限の限界(本来的な争点は公の施設か否か?)

判旨 「集会の自由に対する制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決めるのが相当である」とする判例の規範を確認したうえで、主に公務の用に供される普通地方公共団体の庁舎は、主に一般公衆の共同使用に供するための施設である道路や公園等の施設とは性格が異なることを踏まえた上で、①庁舎等において、政治的な対立がみられる論点について集会等が開催されて示威行為が行われるなどした場合、金沢市長が庁舎等をそうした示威行為のための利用に供したという外形的な状況を通じて、あたかも被上告人が特定の立場の者を利しているかのような外観が生じ、これにより外見上の政治的中立性に疑義が生じて行政に対する住民の信頼が損なわれ、ひいては公務の円滑な遂行が確保されなくなるという支障が生じ得ること、②何らかの条件の付加や被上告人による事後的な弁明等の手段により、上記支障が生じないようにすることは性質上困難であること、③本件規定により、集会等の用に供することが本来の目的に含まれている公の施設(自治法244条1項、2項参照)等を利用することまで妨げられるものではないとして、本件においても上記①～③と別異に解する理由もないから、集会の自由の制限は必要かつ合理的な制限にとどまる。→Xらの上告棄却。

宇賀反対意見 ①本件広場は、その利用の実態等に照らして、自治法244条にいう公の施設であって、本件広場に本件規則が適用されることはない(公用物と公共用物の二分法をとり、公共用物であるから公の施設に当たらないという原判決は妥当でない)から論旨は前提を欠くが、事案に鑑み職権により検討するに、政治的中立性を害するなどという抽象的なおそれのみでは同条2項所定の「正当な理由」は基礎付けられないことから、本件における不許可処分は違法である、②仮に本件規則が本件広場に適用されるとしても、その利用の実態等に照らし、いわゆるパブリック・フォーラム論に従って厳格な基準を用いて違憲審査をすべきであるから、本件広場における集会に係る行為に対し本件規定を適用することは憲法21条1項に違反する、③上記①及び②のいずれの理由によっても、原判決は破棄を免れず、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すのが相当である。→「極端な場合が抽象的にあり得ることを理由として、本件広場の使用を許可せず、集会の自由を制限することは、角を矯めて牛を殺すものといわざるを得ない」